

喜多方市まちなみ景観形成推進事業費補助金

喜多方市では、まちづくりの推進を図る活動を目的として設立された団体であって、良好な景観の形成の促進のための活動を行う団体を、申請によって景観形成住民団体として認定しています。

景観形成住民団体に認定された団体、または今後認定を受けようとする団体が、住民協定の締結を目的として事業を行う場合、「喜多方市まちなみ景観形成事業費補助金」の交付を受けることができます。

● 補助の対象

住民協定の締結を目的として行う事業に係る次の経費を補助対象経費とします。なお、同一年度において1回の補助とし、合計3回（3年間）を上限とします。

補助対象経費	補助率	補助額等
使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、その他市長が適当と認める経費	1/2 以内	上限 1 万円

<事業計画から補助金交付までのながれ>

は申請者(事業者)様が行う内容、【】は市が行う内容です。

◇事業に着手する前に◇

1 補助金の交付申請

- (1) **交付申請** 市へ「喜多方市まちなみ景観形成推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）」を提出
添付書類 収支予算書（様式第1号別紙）
- (2) 【**審査**】 → 【**交付決定**】
市は申請者に対し、「補助金交付指令書（様式第2号）」を交付

◇事業が完了してから◇

2 実績報告、額の確定通知

- (1) **実績報告** 市へ「喜多方市まちなみ景観形成推進事業実績報告書（様式第4号）」を提出
添付書類 ① 収支決算書（様式第4号別紙）
② 領収書又は支払いを証する書類
※ 事業完了の日から起算して14日以内、または補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに報告してください。
- (2) 【**審査**】 → 【**補助金の額の決定**】
市は申請者に対し、「喜多方市まちなみ景観形成推進事業費補助金額確定通知書（様式第5号）」により通知



3 補助金請求及び交付等

- (1) **補助金の請求** 市へ「喜多方市まちなみ景観形成推進事業費補助金交付請求書」を提出
※ 補助金の確定通知書を受領したら、速やかに補助金の請求をしてください。
※ 口座振替といたします。
- (2) **補助金の受領**

お問い合わせ

喜多方市建設部都市整備課都市計画係

TEL：24-5240／FAX：24-5289

E-mail：toshiseibi@city.kitakata.fukushima.jp

